

## 【熊本県渋滞対策パートナー登録制度に関するQ & A】

No.	質問事項	回答事項	備考
1	本登録制度は、時差出勤を前提とした取組みなのか。	本登録制度は、交通渋滞を目的とした、「交通量の分散」や「交通量の抑制」、「公共交通サービスの提供」といった取組みが対応となるため、時差出勤だけに絞った取組みではございません。	【参考】 熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第3条
2	本登録制度の対象取組みのうち、時差出勤の取組みについては、車通勤を前提とした取組みなのか。	本登録制度の対象としている時差出勤の取組みについては、自家用車による通勤のみに限定したものではありません。 公共交通を利用されている方でも、公共交通のオフピーク利用により、車内混雑の緩和等に寄与し、公共交通サービスの向上に資する側面もございます。	【参考】 熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第3条
3	熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第3条第1項③の『「公共交通の提供」に資する取組み』の考え方について	熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第3条第1項③の『「公共交通の提供」に資する取組み』については、鉄道やバスなどを運行する、公共交通機関のサービス提供事業者様やシェアサイクルサービスを提供する事業者様について対象となります。	【参考】 熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第3条
4	様式第1号Aの「業種」については何を記載すればよいのか。	日本標準産業分類における業種を記載してください。	【参考】 様式第1号A記載例
5	様式第1号Aに「登録情報について、県がHPで公表することに同意します。」とあるが、具体的にどこまでの情報を公開するのか。	県ホームページへは、以下の項目を公表いたします。 ①企業・団体名 ②所在地(市区町村まで 例:熊本市中央区、八代市) ③業種 ④「渋滞対策パートナー宣言」事項 ⑤「渋滞対策パートナー宣言に関する取組み及び指標」(「取組み(①～④選択)」及び「交通渋滞解消に資する具体的な取組み」の項目)	【参考】 様式第1号B
6	様式第2号 交通渋滞解消に資する取組みチェックリストについては、すべての項目若しくは複数項目に「○」がつかなければ登録を受けられないという認識なのか。	本登録制度の対象となる取組みは、熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第3条第1項各号すべてに該当する必要があるが、第1号の①～④に関しては、いずれかの取組みを推進していることで良いため、チェックリスト上ですべての項目若しくは複数項目に「○」がつく必要はございません。	【参考】 熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第3条
7	取組み状況の報告を求められた場合、どのような方法で回答するのか。様式等はあるのか。	取組み状況の報告等にあたっては、必要に応じ県から別途依頼を行います。回答方法や様式等については、事象ごとに異なるため、当該依頼に基づき対応をお願いします。	【参考】 熊本県渋滞対策パートナー登録制度実施要綱第10条

8	ロゴマークを使用したい場合、どのような手続きが必要か。	<p>登録証の送付と併せてロゴマークのデータを提供いたしますので、自由に使用することができます。</p> <p>なお、営利目的での使用はお断りしておりますので、その点ご注意ください。</p> <p>また、データの紛失等、再度データの提供を依頼する場合には、県までお問い合わせ下さい。</p> <p>【問い合わせ先】 熊本県企画振興部交通政策・統計局 交通政策課 交通企画・渋滞対策班 電話:096-333-2164 メール:koutsuuseisaku@pref.kumamoto.lg.jp</p>	
---	-----------------------------	--	--